

学校法人 都築学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人都築学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を福岡県福岡市南区玉川町22番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 第一薬科大学(薬学部)薬学科、漢方薬学科(看護学部)看護学科
- (2) 日本薬科大学(大学院)薬学研究科(薬学部)薬学科、医療ビジネス薬科学科
- (3) 神戸医療福祉大学(人間社会学部)経営福祉ビジネス学科、健康スポーツコミュニケーション学科、社会福祉学科
- (4) 福岡第一高等学校(全日制課程)普通科、国際科、音楽科、ソーシャル心理科、機械エンジニア科、自動車メカニック科、コンピュータA I科、造形科、建築土木科
- (5) 第一薬科大学附属高等学校(全日制課程)普通科、商業科、保育科(通信制課程)普通科
- (6) みやこ幼稚園
- (7) せふり幼稚園
- (8) 専門学校第一自動車大学校(工業専門課程)
- (9) 東京マルチメディア専門学校(商業実務専門課程、文化・教養専門課程、工業専門課程)
- (10) 関東リハビリテーション専門学校(医療専門課程)
- (11) 福岡天神医療リハビリ専門学校(医療専門課程)
- (12) お茶の水はりきゅう専門学校(医療専門課程)
- (13) 名古屋未来工科専門学校(工業専門課程)

(付随事業)

第4条の2 この法人は、次に掲げる付随事業を行う。

- (1) せふり保育園

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行なう。

- (1) 不動産賃貸業

第2章 役員及び理事会

(役 員)

第6条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人は、理事長とし、理事会において選任する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学園総長

(2) 第一薬科大学の学長、日本薬科大学の学長、神戸医療福祉大学の学長、福岡第一高等学校の校長、第一薬科大学附属高等学校の校長、みやこ幼稚園の園長、せふり幼稚園の園長、専門学校第一自動車大学校の校長、東京マルチメディア専門学校の校長、関東リハビリテーション専門学校の校長、福岡天神医療リハビリ専門学校の校長、お茶の水はりきゅう専門学校の校長、名古屋未来工科専門学校の校長のうちから2人又は3人。

(3) 評議員のうちから、前各号の理事の推薦する者1人又は2人。

(4) 前各号に規定する理事の推薦する学識経験者1人。ただし、学園の創設、維持、運営に顕著な功績が認められる者でなくてはならない。

2 前項第1号から第3号までに規定する理事は、学園総長、学長、校長、園長、または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項に規定する理事は、理事会の議を経て理事長これを任命する。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学園総長・学長・園長・校長・教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号から第3号までに規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を越えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の行なう業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なう。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 5 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の三分の二以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第19条 この法人に評議員会をおく。評議員会は、15人以上26人以内の評議員をもって組織する。ただし、理事の2倍をこえるように選任する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 評議員会に議長をおき、理事長をもって充てる。
 - 4 理事長は、評議員の総数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所、日時ならびに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議をすることができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表

示した者は、出席者とみなす。

- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画。
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (3) 事業に関する中期的な計画。
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準。
- (5) 予算外の重要な義務の負担、又は権利の放棄。
- (6) 寄附行為の変更。
- (7) 合併。
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散。
- (9) 解散（合併、又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定。
- (10) 寄附行為の施行細則の制定。
- (11) 収益事業に関する重要事項。
- (12) 寄附金品の募集に関する事項。
- (13) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項。

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事長
- (2) 学園総長、学園副総長、第一薬科大学の学長、日本薬科大学の学長、神戸医療福祉大学の学長、福岡第一高等学校の校長、第一薬科大学附属高等学校の校長、みやこ幼稚園の園長、せふり幼稚園の園長、専門学校第一自動車大学校の校長、東京マルチメディア専門学校の校長、関東リハビリテーション専門学校の校長、福岡天神医療リハビリ専門学校の校長、お茶の水はりきゅう専門学校の校長、名古屋未来工科専門学校の校長から3人以上5人以内。
- (3) この法人の職員のうちから理事会において選任された者、3人以上5人以内。
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから、理事会によって選任された者1人又は2人。
- (5) この法人に係りのある学識経験者のうちから理事会において選任された者7人以上13人以内。

- 2 前項第1号から第3号までに規定する評議員は、この法人の理事長、学園総長、学園副総長、第一薬科大学の学長、日本薬科大学の学長、神戸医療福祉大学の学長、福岡第一高等学校の校長、第一薬科大学附属高等学校の校長、みやこ幼稚園の園長、せふり幼稚園の園長、専門学校第一自動車大学校の校長、東京マルチメディア専門学校校長、関東リハビリテーション専門学校の校長、福岡天神医療リハビリ専門学校校長、お茶の水はりきゅう専門学校の校長、名古屋未来工科専門学校の校長、この法人の職員の職、又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

- 第24条 評議員(前条第1項第1号及び第2号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ。)の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選出されるまでは、なお、その職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

- 第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 学園総長及び学園副総長

(学園総長)

- 第26条 この法人に学園総長をおく。
- 2 学園総長は、この法人の設置する学校及び附属施設全般の教学を総理する。
- 3 学園総長となるものは、この法人の創立者及びその創立者の教育理念を継承する後継者でなくてはならない。
- 4 学園総長は、理事会において推薦された者のうちから理事長が任命する。

(学園副総長)

- 第27条 この法人に学園副総長をおくことができる。
- 2 学園副総長は、学園総長を補佐し、この法人の設置する学校及び附属施設全般を観察する。
- 3 学園副総長は、理事長が、学園総長の意見を聞いて、この法人の職員のうちから指名する。

第6章 資産及び会計

(資産)

- 第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第29条 この法人の資産はこれを分けて、基本財産及び運用財産並びに収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産及び運用財産並びに収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、もしくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経費に要する費用は、基本財産、並びに運用財産中の不動産、及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験料収入その他の収入、収益事業利益金をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

- 2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行なう。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

- 3 学校会計決算上剰余を生じたときは、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、または次会計年度に繰り越すものとする。
- 4 収益事業会計の決算上に生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
 - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

- 第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

- 第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

- 第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 解散及び合併

(解 散)

- 第42条 この法人は、私立学校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる理由によるほか、出席理事の三分の二以上の同意及び評議員会の意見を聞いて解散する。
- 2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3 目的たる事業の成功の不能に因る解散は、出席理事の三分の二以上の同意がなければならない。
 - 4 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第43条 解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 公告の方法、その他

(書類及び帳簿の備付け)

第46条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人都築学園の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理ならびに運営に関し、必要な基本的事項は理事会が定める。

付 則

この寄附行為の改正は、昭和52年4月6日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和55年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和60年10月2日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和61年3月13日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和62年3月31日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年3月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成2年3月23日から施行する。

(施行期日)

平成3年3月1日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

(福岡第一商業高等学校の総合ビジネス科・情報処理科の存続に関する経過措置)

福岡第一商業高等学校の総合ビジネス科・情報処理科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

平成3年3月25日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成4年3月11日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成7年2月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

(福岡第一高等学校の英語科の存続に関する経過措置)

福岡第一高等学校の英語科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成7年3月31日に当該

学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成7年3月31日から施行する。

(施行期日)

平成8年2月1日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成8年3月29日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成8年8月6日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成10年3月13日）から施行する。

(施行期日)

平成10年5月14日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年5月14日から施行する。

(施行期日)

平成10年9月16日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成10年11月9日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成11年11月8日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成11年11月30日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成12年3月31日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成12年9月29日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年1月20日）から施行する。

(施行期日)

平成15年3月31日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年3月9日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成１８年３月３０日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成１８年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成１９年４月１日から施行する。

(施行期日)

平成２０年１０月２４日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成２１年１月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２１年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、理事会承認の日（平成２１年１２月１１日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２２年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成２３年１月２４日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２３年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２３年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２３年４月１日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２４年１０月１５日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２５年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２６年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２７年４月１日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２７年１１月１７日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成２８年４月１日から施行する。

(施行期日)

平成２９年１月１３日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２９年４月１日から施行する。

(施行期日)

平成２９年３月３１日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２９年４月１日から施行する。

(施行期日)

平成２９年３月３１日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２９年４月１日から施行する。

(施行期日)

平成２９年３月３１日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２９年４月１日から

施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、理事会承認の日（平成29年6月24日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年4月26日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年9月6日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年9月6日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年3月9日）から施行する。

(施行期日)

令和2年3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 第一薬科大学 <u>(大学院) 薬学研究科</u> (薬学部) 薬学科、漢方薬学科 (看護学部) 看護学科 (2) 日本薬科大学 (大学院) 薬学研究科 (薬学部) 薬学科、医療ビジネス薬科学科 (3) 神戸医療福祉大学 (人間社会学部) 経営福祉ビジネス学科、健康スポーツコミュニケーション学科、社会福祉学科 (4) 福岡第一高等学校 (全日制課程) 普通科、国際科、音楽科、ソーシャル心理科、機械エンジニア科、自動車メカニク科、コンピュータA I科、造形科、建築土木科 (5) 第一薬科大学付属高等学校 (全日制課程) 普通科、商業科、保育科 (通信制課程) 普通科 (6) みやこ幼稚園 (7) せふり幼稚園 (8) 専門学校第一自動車大学校 (工業専門課程) (9) 東京マルチメディア専門学校 (商業実務専門課程、文化・教養専門課程、工業専門課程) (10) 関東リハビリテーション専門学校 (医療専門課程)	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 第一薬科大学 <u>(新設)</u> (薬学部) 薬学科、漢方薬学科 (看護学部) 看護学科 (2) 日本薬科大学 (大学院) 薬学研究科 (薬学部) 薬学科、医療ビジネス薬科学科 (3) 神戸医療福祉大学 (人間社会学部) 経営福祉ビジネス学科、健康スポーツコミュニケーション学科、社会福祉学科 (4) 福岡第一高等学校 (全日制課程) 普通科、国際科、音楽科、ソーシャル心理科、機械エンジニア科、自動車メカニク科、コンピュータA I科、造形科、建築土木科 (5) 第一薬科大学付属高等学校 (全日制課程) 普通科、商業科、保育科 (通信制課程) 普通科 (6) みやこ幼稚園 (7) せふり幼稚園 (8) 専門学校第一自動車大学校 (工業専門課程) (9) 東京マルチメディア専門学校 (商業実務専門課程、文化・教養専門課程、工業専門課程) (10) 関東リハビリテーション専門学校 (医療専門課程)

新	旧
(11) 福岡天神医療リハビリ専門学校（医療専門課程） (12) お茶の水はりきゅう専門学校（医療専門課程） (13) 名古屋未来工科専門学校（工業専門課程）	(11) 福岡天神医療リハビリ専門学校（医療専門課程） (12) お茶の水はりきゅう専門学校（医療専門課程） (13) 名古屋未来工科専門学校（工業専門課程）
付 則 <u>（施行期日）</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u>	

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分		年 度	令和元年度	開設年度の前年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
設置経費	校 地 (う ち 造 成 費)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	施設	基 準 内	—	—	—	—	—	—	—
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—
	設備	図 書	0	0	0	0	0	0	0
		教 具 校 具 備 品	—	—	—	12,870	—	—	12,870
		小 計	0	0	0	12,870	0	0	12,870
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			0	0	0	12,870	0	0	12,870

既設校からの 転共用	施設	基準内	3,372 千円
		基準外	3,352 千円
	設備	図書	4,827 千円
		教具・校具・備品	2,381 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	12,870千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金 4,850,921千円のうち12,870千円を財源に充当 ※なお、別途令和2年度開設の日本薬科大学大学院に支払残額35,991千 円がある。
合 計	12,870千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表			
年 度 科 目	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)
一 基本財産	62,354,285 千円	62,129,208 千円	62,129,208 千円
二 運用財産	15,304,925 千円	14,666,442 千円	14,666,442 千円
三 収益事業用財産	7,973,002 千円	7,270,505 千円	7,270,505 千円
四 負債額	15,963,138 千円	15,613,885 千円	15,613,885 千円
1 固定負債	12,522,116 千円	11,629,446 千円	11,629,446 千円
2 流動負債	3,423,020 千円	3,980,819 千円	3,980,819 千円
3 収益事業用負債	18,002 千円	3,620 千円	3,620 千円
五 基本財産＋運用財産＋収益用財産	85,632,213 千円	84,066,156 千円	84,066,156 千円
六 純資産(五－四)	69,669,075 千円	68,452,271 千円	68,452,271 千円

貸借対照表

令和 2年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	78,897,266,500	79,758,133,987	△ 860,867,487
有形固定資産	70,309,935,074	70,430,469,800	△ 120,534,726
その他の固定資産	8,587,331,426	9,327,664,187	△ 740,332,761
流動資産	5,149,120,352	5,839,928,498	△ 690,808,146
資産の部合計	84,046,386,852	85,598,062,485	△ 1,551,675,633
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	11,629,445,985	12,522,116,142	△ 892,670,157
流動負債	3,980,818,762	3,423,020,132	557,798,630
負債の部合計	15,610,264,747	15,945,136,274	△ 334,871,527
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	99,023,873,600	97,748,197,374	1,275,676,226
第1号基本金	98,320,873,600	97,045,197,374	1,275,676,226
第4号基本金	703,000,000	703,000,000	0
繰越収支差額	△ 30,587,751,495	△ 28,095,271,163	△ 2,492,480,332
純資産の部合計	68,436,122,105	69,652,926,211	△ 1,216,804,106
負債及び純資産の部合計	84,046,386,852	85,598,062,485	△ 1,551,675,633

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事業項			事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	大学	第一薬科大学	既設学部	施設整備	学生寮 空調機更新	1/4半期
				施設整備	部室・弓道場解体	4/4半期
				設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期
		日本薬科大学		設備整備	基幹ネットワーク・セキュリティの強化	2/4半期
				設備整備	照明設備(本部棟、講義棟Ⅲ、お茶の水)のLED化	3/4半期
				設備整備	電気設備(設備棟)の更新	3/4半期
		神戸医療福祉大学		設備整備	グラウンドの照明設備の設置	1/4半期
				設備整備	自動車実習場耐震工事診断	2/4半期
	高校	福岡第一高等学校		施設整備	工業館ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化	2/4半期 環境省補助
				施設整備	ICT整備(wifi環境の整備)	2/4半期
				設備整備	ICT整備(ipadのレンタル・パソコン等の整備)	2/4半期
				設備整備	記念体育館消化設備老朽化整備	2/4半期
				設備整備	ICT整備(ipadのレンタル・パソコン等の整備)	2/4半期
		第一薬科大学 附属高等学校		設備整備	空調機器整備	4/4半期
				設備整備	実習用機器購入(オシロスコープ2台)	3/4半期
	専門学校	第一自動車大学校		設備整備	実習用兼校務用車両購入(ハイブリッド車両1台)	4/4半期
				設備整備	リニューアル工事(和便器→洋便器)	3/4半期
		東京マルチメディア		設備整備	校務システム更新	3/4半期
				設備整備	実習用パソコン更新	2/4半期
				設備整備	3次元動作解析装置購入	2/4半期
		関東リハビリテーション		施設整備	椅子、長テーブルの更新	4/4半期
				設備整備	高圧受電設備機器改修工事 変圧器×4基の更新	3/4半期
		福岡天神医療リハビリ		施設整備	パソコンOSの更新	2/4半期
				設備整備	遠隔授業用ノートパソコン購入	2/4半期
		名古屋未来工科		設備整備	遠隔授業用ノートパソコン購入	2/4半期
				設備整備	IT教育用タブレット	2/4半期

年度	事 項			事業規模等		実施時期	備考
令和3年度	大学	第一薬科大学	既設学部	設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期	
		日本薬科大学		設備整備	質量クロマトグラフ・タンデム質量分析計	1/4半期	
				設備整備	照明設備(食堂厚生棟、図書館、本部棟)のLED化	2/4半期	
				設備整備	電気設備の更新	3/4半期	
				施設整備	屋上防水工事(研究実習棟)	3/4半期	
		神戸医療福祉大学		施設整備	B棟、A棟研究室 空調設備の改修	1/4半期	
				施設整備	フィットネスクラブ改修 クラブハウス設置工事	1/4半期	
	高校	福岡第一高等学校		設備整備	空調機器整備	4/4半期	
	幼稚園	みやこ幼稚園		設備整備	園庭改修	3/4半期	
	専門学校	第一自動車大学校		設備整備	空調機器整備(2階教室4台)	1/4半期	
				設備整備	教育用プロジェクター・パソコン・タブレット各3台	1/4半期	
		東京マルチメディア		設備整備	敷地内高圧ケーブル更新工事	1/4半期	
				設備整備	実習用パソコン更新	2/4半期	
		関東リハビリテーション		施設整備	マイオフォース床反力計 可搬型フォースプレート	3/4半期	
		福岡天神医療リハビリ		設備整備	屋上配電盤整備 ブレーカー配電盤の更新	3/4半期	
		お茶の水はりきゅう		設備整備	治療院換気扇の交換	4/4半期	
		名古屋未来工科		施設整備	校舎外壁修繕工事	4/4半期	
	設備整備			IT機器更新	1/4半期		

年度	事 項			事業規模等		実施時期	備考	
令和 4 年度	大学	第一薬科大学	大学院	設備整備	コンパクトフローサイトメーター	2/4半期		
			既設学部	設備整備	新講義棟関連設備(教育・校具・備品)	2/4半期		
				設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期		
		日本薬科大学		設備整備	照明設備(研修宿泊棟1)のLED化	1/4半期		
				設備整備	電気設備の更新	2/4半期		
			神戸医療福祉大学		施設整備	B棟、研究室 空調設備の改修	1/4半期	
		施設設備			グラウンドの補修	1/4半期		
		高校	福岡第一高等学校		設備整備	空調機器整備	4／4半期	
	幼稚園	みやこ幼稚園		設備整備	園庭改修	3/4半期		
	専門学校	第一自動車大学校		設備整備	プリンター入れ替え	1/4半期		
				設備整備	電話交換機・電話機の更新	4/4半期		
			東京マルチメディア		設備整備	実習用パソコン更新	2/4半期	
			関東リハビリテーション		施設整備	超音波治療器、光線療法治療器、四肢の断端モデル等	3／4半期	
			お茶の水はりきゅう		施設整備	普通教室プロジェクター更新	4/4半期	
名古屋未来工科				設備整備	3Dプリンター1台購入	3/4半期		

年度	事 項			事業規模等		実施時期	備考
令和5年度	大学	第一薬科大学	既設学部	設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期	
		日本薬科大学		設備整備	照明設備(研修宿泊棟2, 3)のLED化	1/4半期	
				設備整備	電気設備の更新	2/4半期	
		神戸医療福祉大学		施設整備	空調設備の改修(研究室他)	1/4半期	
	高校	福岡第一高等学校		設備整備	空調機器整備	4/4半期	
	幼稚園	みやこ幼稚園		施設整備	遊具補修・更新	2/4半期	
	専門学校	第一自動車大学校		設備整備	空調機器整備(2階教室2台、4階教室2台)	1/4半期	
				設備整備	教育用プロジェクター・パソコン各3台	4/4半期	
		東京マルチメディア		設備整備	実習用パソコン更新	2/4半期	
		関東リハビリテーション		設備整備	学生用機の更新	4/4半期	
		福岡天神医療リハビリ		設備整備	プロジェクターの更新	1/4半期	
		名古屋未来工科		設備整備	液晶プロジェクター更新	2/4半期	
				設備整備	プリンター更新	3/4半期	

年度	事 項			事業規模等		実施時期	備考
令和6年度	大学	第一薬科大学	既設学部	設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期	
		日本薬科大学		設備整備	研究実習棟エレベーター1号機の改修(耐震補強)	2/4半期	
		神戸医療福祉大学		設備整備	空調設備の改修(研究室他)	1/4半期	
	専門学校	第一自動車大学校		施設整備	自動車整備用リフトの更新(2機)	4/4半期	
		東京マルチメディア		施設整備	実習用パソコン更新	2/4半期	
		名古屋未来工科		設備整備	IT機器更新	1/4半期	

資金収支予算決算総括表

（収入の部）

（単位 千円）

科 目 \ 年 度	開 設 年 度	開設 2 年目	開設 3 年目	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒等納付金収入	2,600	4,400	6,200	8,000
手数料収入	0	0	0	0
寄付金収入	0	0	0	0
補助金収入	0	0	0	0
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0	0
受取利息・配当金収入	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0
借入金等収入	0	0	0	0
前受金収入	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0
資金収入調整勘定	0	0	0	0
前年度繰越支払資金	0	0	0	0
収入の部合計	2,600	4,400	6,200	8,000

（支出の部）

（単位 千円）

科 目 \ 年 度	開 設 年 度	開設 2 年目	開設 3 年目	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	987	1,993	3,006	4,035
教育研究経費支出	760	1,515	2,276	3,032
管理経費支出	311	620	932	1,239
借入金等利息支出	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0
施設関係支出	0	0	0	0
設備関係支出	0	12,870	0	0
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	0	0	0	0
〔予備費〕	0	0	0	0
資金支出調整勘定	0	0	0	0
翌年度繰越支払資金	0	0	0	0
支出の部合計	2,058	16,998	6,214	8,306

事業活動収支予算決算総括表

（単位 千円）

科目			年 度	開 設 年 度	開設 2 年目	開設 3 年目	完 成 年 度
				新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	2,600	4,400	6,200	8,000	
		手数料	0	0	0	0	
		寄付金	0	0	0	0	
		経常費等補助金	0	0	0	0	
		付随事業収入	0	0	0	0	
		雑収入	0	0	0	0	
		教育活動収入計	2,600	4,400	6,200	8,000	
	支出	人件費	987	1,993	3,006	4,035	
		教育研究経費	760	1,515	4,276	5,032	
		管理経費	311	620	932	1,239	
		徴収不能額等	0	0	0	0	
		教育活動支出計	2,058	4,128	8,214	10,306	
	教育活動収支差額		542	272	△ 2,014	△ 2,306	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0	
		教育活動外収入計	0	0	0	0	
	支出	借入金等利息	0	0	0	0	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	
		教育活動外支出計	0	0	0	0	
	教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額		542	272	△ 2,014	△ 2,306		
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	0	
		特別収入計	0	0	0	0	
	支出	資産処分差額	0	0	0	0	
		その他の特別支出	0	0	0	0	
		特別支出計	0	0	0	0	
	特別収支差額		0	0	0	0	
〔予備費〕		0	0	0	0		
基本金組入前当年度収支差額		542	272	△ 2,014	△ 2,306		
基本金組入額合計		0	0	0	0		
当年度収支差額		542	272	△ 2,014	△ 2,306		
前年度繰越収支差額		0	542	814	△ 1,200		
基本金取崩額		0	0	0	0		
翌年度繰越収支差額		542	814	△ 1,200	△ 3,506		
(参考)							
事業活動収入計		2,600	4,400	6,200	8,000		
事業活動支出計		2,058	4,128	8,214	10,306		